

止めよう！官僚の暴走 活かそう！司法判断

泡瀬干潟埋立て事業 & 諫早湾干拓事業 合同院内集会のご案内

目的を失った無駄な公共事業の典型と言われた諫早湾干拓事業。有明海の漁業者は、事業完成後の今なおその被害に苦しみ続けています。昨年6月、佐賀地裁は、国に水門の開放を命ずる判決を下しました。当時の若林農相と鳩山法相の会談でも、「水門を開ける腹を固める」という政治判断がなされたにもかかわらず、控訴審において農水省官僚は開門を拒否し、有明海の再生と漁業者の救済を妨害し続けています。

昨年11月には那覇地裁が、泡瀬干潟埋立て事業への公金支出の差し止めを命じました。埋立て後の土地利用計画が決まっておらず、目的なき事業なのですから当然の判決です。にもかかわらず内閣府官僚は、1月から埋立て工事に強行着工し、世界的にも希少な種を含む干潟の生物やサンゴを、生き埋めにし始めたのです。

二つの事業の共通項は、貴重な干潟を犠牲にしていること、環境アセスが杜撰極まりないこと、一般市民や環境NGOの反対の声を無視し地元有力者の声だけを支えに着工したこと、費用を上回る効果がないこと、生態系や漁業・観光資源を台無しにすることなど、まさに「公共性なき公共事業」です。特に、地裁判決という絶好の見直しの機会が与えられたにもかかわらず、両担当部局はただただ省益・局益のみを自己目的化し、走り出したら止まらない状態です。

私たちは、こうした理不尽な官僚の暴走は、いかにすれば止めることができるのか、議員の皆様のお知恵お借りしたいものと考えています。つきましては下記のような院内集会を企画しましたので、多くの議員の皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。

泡瀬・諫早を考える院内集会

3月17日（火）12時～13時

参院議員会館第一会議室

主催：泡瀬干潟を守る連絡会／よみがえれ！有明訴訟弁護団